

「熱中症対策に資する現場管理費補正」令和8年4月特記仕様書

本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費補正」の対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「熱中症対策に資する現場管理費補正」の希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により実施する場合は、「熱中症対策に資する現場管理費補正」実施要領に基づき行うものとする。